

「店頭CFD取引 契約約款」の一部改正について

下線部変更
(平成31年4月15日)

現 行	変 更 後
<p>第2条（口座の開設） <<個人のお客様>> (1)～(12) (省 略) (13) <u>反社会勢力と一切関係がないこと</u> 第3条～第14条 (省 略) 第15条（反社会的勢力等に関する条項） (省 略) 2 (省 略) (1) (省 略) (2) <u>事実に反し、自らまたは関係団体もしくは関係者が反社会勢力である旨を伝える等すること。</u> 第16条～第25条 (省 略) 第26条（解約） (省 略) 2 <u>お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、第2条第4項第2号の規定に該当した場合、第15条の規定に違反した場合または第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当した場合には、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとする。また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</u> (1)～(9) (省 略) (10) (新 設) (11) (新 設) (12) (新 設) (以下省略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">平成30年1月22日</p>	<p>第2条（口座の開設） <<個人のお客様>> (1)～(12) (現行どおり) (13) <u>反社会的勢力と一切関係がないこと</u> 第3条～第14条 (省 略) 第15条（反社会的勢力等に関する条項） (現行どおり) 2 (現行どおり) (1) (現行どおり) (2) <u>事実に反し、自らまたは関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等すること。</u> 第16条～第25条 (現行どおり) 第26条（解約） (現行どおり) 2 <u>お客様が、次の各号のいずれかに該当した場合、当社からお客様に解約の通知をすることにより、ただちに本口座を解約することができるものとし、また、当社は、本口座の解約が完了するまでの間、お客様の取引を制限できるものとします。</u> (1)～(9) (現行どおり) (10) <u>第2条第3項第2号の規定に該当したとき。</u> (11) <u>第15条の規定に違反したとき。</u> (12) <u>第17条第1項および第2項各号に定める事由のいずれかに該当したとき。</u> (以下現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: center;">平成31年4月15日</p>